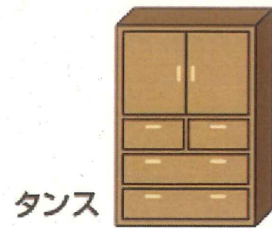
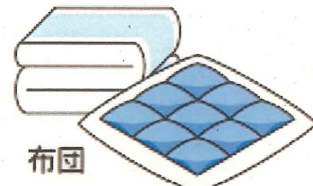


処理施設への直接搬入

ごみ袋に入らない大型ごみや一度にたくさんのごみを捨てたい場合は、直接広域ごみ処理施設(クリーンセンター)へ持ち込みしてください。



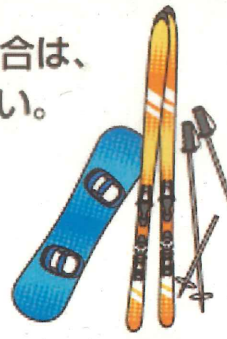
タンス



布団



自転車



スキー板など

料金

10kgまで100円

それ以上の場合は
10kgごとに100円加算

受付受入時間

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後4時まで	※受付受入時間を過ぎてからは、受付も搬入もできません 【休業日】 日曜日(第2日曜日を除く) 1月1日～3日
土曜日	午前8時30分～正午まで	
第2日曜日	午前8時30分～午後4時まで	

- 枝木や木材類は太さ20cm以下、長さ1m以下に切ってください。

※「産業廃棄物」と判断されるごみについては、収集・搬入をお断りします

搬入車両台数制限

乗用車・軽トラック・2tダンプでの搬入は
1日2台まで

※積載重量が2tを超える車両での搬入はできません

- 大雨・洪水等による災害ごみ、火災による建築廃材(梁・柱・床材等)を処理する場合は、町などで「災害証明書」が交付されたのち、処理することができます(長さ1m以下に切ってください)。なお、クリーンセンターで処理できないごみは搬入することができません。(処理困難物)
- 犬や猫などのペットは、10kg以下であればクリーンセンターで受付できます。ただし、遺骨の返却はできません。

【電池の処分方法】

- 一般ごみの中に充電式電池(特にリチウムイオン二次電池)が混在していると、処理する際に破裂・発火等の事故の危険性があるので分別してください。
- 電池(乾電池・ボタン電池・充電電池)を内蔵するおもちゃ類・小型家電等は、電池を取り外してください。



1メートル以下



『事業系一般廃棄物』と判断したごみのうち、同一のごみを大量に搬入する場合や、あきらかに「産業廃棄物」と判断されるごみは搬入できませんのでご注意ください



※従来の最終処分場への持込みはできません。

搬入時「右折禁止」

- 巻末の「ゴミ分別大辞典」に記載された分別項目やアドバイスをよくご覧ください。
- 宮津市、伊根町、与謝野町(構成市町)の家庭から出るごみと、事業所から出る事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外)が搬入できます。

※構成市町以外のごみや産業廃棄物と判断されるごみは搬入できません

搬入時の注意

- (1) 施設内では安全のため係員の指示に従ってください。
- (2) 持込んだごみの荷降ろしは、搬入者ご自身でお願いします。
- (3) 搬入の際はその都度の計量時に「ごみ搬入申込書」に搬入者様の氏名(会社名)、住所、連絡先、搬入ごみ種等の記入をお願いします。
- (4) 受付時に、身分証明書(運転免許証等)を提示していただく場合があります。
- (5) クリーンセンターでは、「自動精算機」による精算システムを導入しています。音声ガイダンスに従って操作してください。

場内及び計量、誘導等に関する注意事項

- ① 申込用紙記入 「搬入申込用紙」に必要事項を記入する。
※何かあれば係員まで
- ② 計量 計量棟入口側の信号が青になったら、「計量器」に乗り(運転手含む)計量する。
※エンジン停止
- ③ 搬入カード受取 所定の「搬入カード」を受け取り、受入プラットホームに車を進める。
- ④ 場内進入 工場棟(入口扉)手前で停車、入口扉開放後、場内へ進入する。
- ⑤ 荷降ろし 係員の指示に従い車を移動させ、荷降ろしをする。
- ⑥ 場内退場 荷降ろし後、出口扉前で車を停止、開放後退場する。
- ⑦ 車両重量計量 出口側の「計量器」で車(エンジン)を停止させ、搬入カードをカードリーダーにタッチする。
※計量は、搬入時と同じように運転手等が乗車した状態、または運転手等が車両から降りられても、計量台には乗って計量してください。
- ⑧ 料金支払い 表示された処理手数料の金額を投入して精算し、レシート(計量票)を受け取る。
- ⑨ カード返却 搬入カードを回収口に返却後、安全バーが上がるのを確認して帰宅する。

注意 処理できないもの

消火器、タイヤ、耐火金庫、バイク、スプリング入りマットレス及びソファ、産業廃棄物など



専門業者や販売業者に依頼してください

宮津市・伊根町・与謝野町以外のごみ

テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・パソコン

P.15～16をご覧ください

他地域のごみや産業廃棄物を持ち込んだり、他人の廃棄物を有償で一般廃棄物収集運搬業の許可なくクリーンセンターへ搬入することは「法令違反」のため、固くお断りします。